

第5次豊田市障がい者ライフサポートプラン（事業評価）

新規事業がある場合はNo新規セルを入力

新規										
1	1	心のバリアフリー推進講座	障がい福祉課	当事者と連携し、障がい者差別解消法の内容や、障がい者の生活、合理的配慮のポイントを伝える出前講座を行います。 特に、本計画期間は企業への受講を促し、市全体で障がいへの理解が進み、合理的配慮が提供されるまちを目指します。	○	実施回数	9回	・当事者や当事者家族が講師となり、テーマ別に講座を実施 （身体5回、知的3回、制度等1回）※うち民間企業受講実績：1社		・産業フェスタにて、民間企業への受講呼掛け
2	1	イベント等を通じた市民啓発活動	障がい福祉課	世界自閉症啓発デーや障がい者週間などに合わせ、市民への啓発活動を実施します。	○	実施回数	9回	・世界自閉症啓発デーに合わせた豊田スタジアム・豊田大橋のライトアップ（4月） ・当事者団体と連携した理解啓発に関する展示（4月） ・手話の国際デーに合わせて豊田スタジアム・豊田大橋のライトアップ（9月） ・障がい者週間に合わせた豊田スタジアム・豊田大橋のライトアップ（12月） ・障がい者週間に合わせた障がい者作品展を豊田市民文化会館で開催（12月） ・豊田市中央図書館3階で啓発展示を実施（2月） ・24時間テレビ（2日間） ・とよた産業フェスタ（2日間） ・We Love とよたフェスタ		継続実施予定
3	1	障がい理解促進のための市職員研修	障がい福祉課	障がいに対する市職員の理解を促進することで、行政サービスの向上を図ります。	○	実施回数	・新規採用職員向け研修：1回 ・10年目職員向け研修：1回 ・全職員向け研修：1回	・新規採用職員向け障がい理解研修を実施（6月） ・10年目職員に対する、多様性に関する理解啓発を推進する職員研修の実施（12月） ・障がい者週間に合わせ、Eラーニングで障がい者理解に関する研修を実施した（12月）		・新規採用職員向け障がい理解研修を実施（6月） ・掲示板にて障がいの理解啓発ページを作成、全庁へ配信（3月）
4	1	精神保健福祉地域普及講演会	保健支援課	地域住民等を対象に、精神障がいに関する知識の普及や理解促進を図るため、講演会を実施します。	○	参加人数	355人	・精神保健福祉地域普及研修会を実施（地域保健課）（10月10日 20人） ・精神保健福祉地域普及講演会を実施（保健部総務課、保健支援課）（11月25日 68人） ・出前講座または一般講演会を実施 （豊田こころもサポート:8月31日 71人、9月12日 10人、10月5日 46人、11月8日 13人、11月20日 16人、1月17日 37人） （エボレ:5月18日 20人、8月19日 30人、12月10日 24人）		継続実施予定
5	1	障がい理解のための実践教室	社会福祉協議会	障がいのある方の気持ちやその暮らしを理解し、日常的に障がい者への配慮が実践されるように、学校等において障がい者との交流や障がいについての学びの機会を提供します。	○	①開催校数 ②開催回数	①43校 ②108回	・児童、生徒に講義や体験を通して障がいを理解してもらい、福祉の心を養う機会づくりを目的として事業を実施 小中高等学校 児童・生徒 参加者延べ7,264人		継続して実施
6	1	福祉学習のための資料等の貸出	図書館管理課	障がいへの理解を促進するため、学校での福祉についての学習に点字資料や視覚障がい者用の録音再生機等の貸出を行います。	○	貸出数	1回14冊	・団体貸出1回14冊	団体貸出の用意をしていたが、学校現場での活用されなかった。	継続して実施する。
7	1	中央図書館によるバリアフリーイベント等の開催	図書館管理課	障がいへの理解を促進するため、障がいの有無にかかわらず楽しめるイベント（バリアフリー映画上映会等）を実施します。	○	イベント数	2回	・バリアフリー映画上映会10月17人 ・手話のおはなし会2月23人		手話のおはなし会のみ継続して実施する。
8	1	居住支援協議会の設立・運営	定住促進課	住宅確保において配慮が必要な方が民間賃貸住宅へ円滑に入居するための協議会を設立し、構成団体の各窓口で相談業務を行います。	○	相談者数	11	令和3年6月30日に豊田市居住支援協議会を設立した。定住促進課を始め、豊田市居住支援協議会の構成員の窓口にて相談を受けている。		既存の重層的支援体制に居住支援協議会の構成員が参加して解決を図る。（ただし、居住支援協議会の構成員は居住に関係する相談のみ参加する。）
9	1	セーフティネット住宅の登録促進	定住促進課	住宅確保において配慮が必要な方の入居を拒まない住宅の登録を促進します。	○	登録戸数	181	適宜登録申請の受付を実施している。また、登録戸数は県内の自治体の中でも比較的多く推移している。		引き続き登録を促進していき、住宅確保要配慮者を拒まない体制を作っていく。
10	1	愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例に沿った整備指導	建築相談課	「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、誰もが利用しやすい建築物等の整備を促進します。	○	届出件数	79件	・「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、届出対象となる施設について、条例に沿った整備指導を行い、誰もが利用しやすい建築物等の整備を促進		継続して実施予定
11	1	福祉車両による移送サービス	障がい福祉課	車いす等を利用していることで、公共交通機関等の利用が困難な方の移動手段を確保するため、リフト付き車両による移送を実施します。	○	移送回数	743回	・公共交通機関等の利用が困難な方に対して移送サービス（登録制）を実施 ・登録者数331名		廃止を含め事業を見直しながら継続して実施

12	2	重層的支援体制推進事業	よりそい支援課	相談者の世代、相談内容等にかかわらず、包括的に相談を受け止めて対応します。 また、複雑化・複合化した相談内容に対して、関係機関と連携し、既存の取組では対応できない狭間のニーズへの対応や、地域づくりに向けた支援を行います。	○	総合相談窓口への相談件数	958件	・多機関協働事業において、ひきこもりや障がい者等の個別支援会議を開催 ・複雑化した相談内容に対応する新たなメニュー創出のため民間企業等と連携体制を構築 ・社会福祉協議会CSWが地域住民等と連携し居場所や活動の場づくりを実施		継続して実施
13	2	常時の相談体制整備	障がい福祉課	緊急時に支援が必要な家庭を事前に把握・登録し、夜間や休日を含めた常時の相談体制を整えます。	○			・障がい者相談支援事業所及び自立支援協議会を通して、緊急時対応が必要なハイリスク家庭を事前に把握・登録する仕組みを構築 ・豊田みよしケアネットを活用し、対象者情報の管理を行うことで、複数の対応による状況把握及び共有、円滑な支援体制を構築（対象者14件）		継続して実施
14	2	障がい者相談支援事業	障がい福祉課	障がい福祉サービスの利用や就労に関することなど、生活全般の相談に応じ、障がい者の日常生活及び社会生活を支援します。	○	相談支援件数	15,346件	・市内8法人に委託し、障がい者及びその介護者に対して、社会生活力を高めるための直接支援、各種在宅サービス・社会資源の紹介等を行い、障がい者のいる世帯の生活全般を支援		継続して実施
15	2	生活困窮者自立支援事業	よりそい支援課	生活困窮や社会からの孤立状態にある障がい者に対して伴走型支援を行いながら、相談による困りごとの受け止めや課題解決に向けた支援計画作成、就労準備支援や家計改善支援などを実施します。	○	延べ相談件数 ※障がい者以外も含む	11,313件	生活困窮者の相談に応じ、自立に向けた支援プランを作成し、状況に応じて就労支援や家計改善支援等を通じた伴走支援を実施。		継続して実施
16	2	日常生活自立支援事業	社会福祉協議会	判断能力が十分ではなく、日常生活に不安を抱えている知的障がい者や精神障がい者等を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行います。	○	利用者数	48人	・関係機関と連携して支援を実施 ・判断能力が低下した利用者に対して成年後見制度などの適切な制度に繋いだ。 新規：6人、解約：8人、成年後見に移行：3人	(内訳) 認知症高齢者：9人 知的障がい者：25人 精神障がい者：15人	継続して実施
17	2	生活支援員派遣事業	社会福祉協議会	判断能力はあるが、日常生活に必要な各種手続き及び日常的な金銭管理等が困難かつ親族等の支援が期待できない身体障がい者、身体の不自由な高齢者、豊田市生活困窮者自立支援事業の支援決定者を対象に、日常的な金銭管理等を行います。	○	利用者数	55人 (内被保護者家計改善事業31人)	・自立支援機関や生活福祉課と連携して支援を実施 ・判断能力が低下した利用者に対して成年後見制度などの適切な制度に繋いだ。 新規：17人、解約：9人、成年後見に移行：2人	(内訳) 身体障がい者：13人 身体不自由な高齢者：6人 生活困窮者自立支援事業：3人 被保護者家計改善事業：25人	継続して実施
18	2	成年後見制度利用支援	よりそい支援課	知的障がいや精神障がいにより判断能力が不十分な人の成年後見制度の利用手続きを、親族の代わりに豊田市が行います。また、後見人等の報酬費用を支払うことが困難な人に対して、その費用を補助します。	○	実施件数	42件	・後見人等の報酬費用を支払うことが困難な人に対して、その費用を補助		継続して実施
19	2	障がい者虐待対応研修	よりそい支援課	障がい者虐待の早期発見と関係機関の連携強化を目的に、障がい者虐待に関する研修会を開催します。	○	開催回数	2回	・高齢者虐待・障がい者虐待対応合同研修を実施（1月6日）64人 ・障がい者虐待対応（2月8日）20人		継続して実施
20	2	障がい者虐待相談	よりそい支援課	障がい者虐待の相談窓口を設置し、虐待を受けている障がい者の安全の確保や養護者の支援、虐待を行った事業者への指導等を実施し、虐待防止に取り組みます。	○	相談件数	23件	・養護者による虐待疑いの場合は、事実確認及び本人・養護者に対する助言・環境調整等を地域支援者と連携して実施 ・施設内事業については、施設へのヒアリング及び改善依頼等必要な対処を実施		継続して実施

21	3	地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例の周知と行動計画の推進	障がい福祉課	条例の内容について、パンフレットを配布し、行政、市民、企業等を対象に周知を図ります。 また、条例の目的の達成に向け、人材育成など具体的な取組を示した行動計画を推進し、相互理解の促進と意思疎通の円滑化を図ります。	○	配布数	・クリアファイル：2,390枚 ・パンフレット：2,390部 ・障がい者施設製作クッキー：700個	・クリアファイル、パンフレット、クッキー及び啓発動画による啓発の実施 ・条例に関する啓発授業（特色のある学校づくり事業）を浄水小で実施（7月）※2日間		・条例に関する啓発授業を浄水小で実施（7月）※4日間 ・心のバリアフリー推進講座にて条例の周知 ・指標は①条例/パンフレットの配布数 ②浄水小学校への啓発授業の受講者数
22	3	ICTを活用した意思疎通支援	障がい福祉課	様々な場面において意思疎通支援が必要な場合に、電話リレーサービスや遠隔手話通訳サービス等ICTを活用した意思疎通支援策を展開します。	○			・補聴機器（コミュニケーション、ヒアリンググループ）市役所内での貸出 ・Word文書等を自動で点字化する点字プリンターにて市役所作成文書（一部のみ）の点訳対応		・窓口対応にて使用するタブレットへのUDトークアプリ導入検討 ・自立支援協議会において専門の部会を設置 ・整備状況の評価（継続）
23	3	意思疎通に関する市民向け体験講座の開催	障がい福祉課	手話、点字、要約筆記、音訳等の体験講座を開催し、多様な意思疎通手段を学ぶことができる機会を提供します。	○	実施回数	2回	・豊田市視覚障害者福祉協会及び点友会に講師を依頼し、視覚障がいに関する講話や点字を打つ体験等の市民向け点字体験会を実施（12月3日） ・豊田みよし聴覚障がい者協会に講師を依頼し、聴覚障がいに関する講話や簡単な手話の紹介等の市民向け手話体験会を実施（12月3日）		・障がい者団体と連携し、視覚障がいに関する講話や点字を打つ体験等の市民向け点字体験会を実施 ・障がい者団体と連携し、聴覚障がいに関する講話や簡単な手話の紹介等の市民向け手話体験会を実施 ・音訳ボランティア養成講座を実施
24	3	意思疎通・情報保障に関する職員研修の実施	障がい福祉課	簡単な手話や点字等の意思疎通手段が市役所の窓口全体で提供されるように、市職員に向けた研修会を実施します。	○	実施回数	全職員向け研修：1回	・障がい者週間に合わせ、Eラーニングで障がい者理解に関する研修を実施し、職員向けの手話会話を例示した（12月）		・朝礼での手話実施呼び掛け（12月）
25	3	コミュニケーション支援ボードの活用拡大	障がい福祉課	災害時に限らず、平時における意思疎通を支援するために、様々な場面に応じた支援ボードの作成等を検討します。	○			・豊田加茂歯科医師会、豊田加茂薬剤師会へ医療機関版コミュニケーション支援ボードの配布（5月）		・医師会、歯科医師会、薬剤師会へ医療機関版コミュニケーション支援ボード配布（5月）
26	3	意思疎通支援者の派遣	障がい福祉課	聴覚障がい者が必要な情報を収集したり、意思疎通したりするための支援として、学校の入学式等の公的行事や医療機関への受診時等に手話通訳者や要約筆記者を派遣します。	○	派遣数	手話通訳626件 要約筆記39件	・意思疎通支援者の派遣依頼に対し、市内派遣のほか、関係機関と調整し、市外・県外についても派遣を実施		・意思疎通支援者の派遣依頼に対し、市内派遣のほか、関係機関と調整し、市外・県外についても派遣を実施
27	3	意思疎通支援者の養成	障がい福祉課	意思疎通支援者を養成するため、市民向け講習会を実施します。	○	修了者数	77人	・専門的な知識を有した講師による各種講座を実施 手話 入門・基礎コース 受講者数 40人 手話 レベルアップ 受講者数 18人 要約筆記 受講者数 6人 点訳 受講者数 5人		・専門的な知識を有した講師による各種講座を実施 手話 入門・基礎コース 手話 レベルアップ 要約筆記 点訳
28	3	緊急通報時の手話通訳者派遣	（消）指令課	Net119、メール119又はFAX119を含む119番通報により出動した救急隊員等から要請を受け、手話通訳者の搬送先医療機関等への派遣を依頼します。	○			・Net119、メール119又はFAX119を含む119番通報により出動した救急隊員等から要請を受け、手話通訳者を搬送先の病院へ派遣する体制を確保（派遣件数0件）		・手話通訳が必要な傷病者に対し、手話通訳者を搬送先の病院へ派遣する体制を継続して確保する。
29	3	メール119	（消）指令課	音声による119番通報が困難な場合に、メール機能を使用した119番通報に対応します。	○			・メール機能を使用した119番通報への対応体制の確保 累計73人 新規登録者数 2件（5月…1件、11月…1件）		・メール119登録者からの通報に対応できる体制を継続して確保する。 ・新規登録希望者に対し、位置情報支援サービスや画像送信機能を有するNet119への登録を優先する。
30	3	Net119緊急通報システム	（消）指令課	音声による119番通報が困難な場合に、携帯電話やスマートフォンなどの位置情報支援サービスや画像送信機能等を利用した119番通報に対応します。	○	新規登録者数	12人	・携帯電話やスマートフォンなどの位置情報支援サービスや画像送信機能等を利用した119番通報への対応体制の確保 （内訳4月…1人、5月…2人、7月…1人、8月…2人、11月…1人、1月…2人、2月…1人、3月…2人）※累計315人		・スマートフォン等での位置情報支援サービスや画像送信機能等を利用した119番通報体制を継続して確保する。 ・デジタルサイネージ掲載、リーフレット配布、各種イベントでの広報を継続して実施する。
31	3	広報とよたの点訳・音訳	市政発信課	広報とよたを点訳・音訳し、視覚障がい者へ市政の内容を伝えます。	○	作成部数(月平均)	点字版広報53部 声の広報41部	・文字による情報入手が困難な視覚障がい者のために、広報とよたを点訳・音訳し、希望者への送付を実施		継続
32	3	図書館ボランティア講座	図書館管理課	点訳や音訳資料等の作成協力者であるボランティアの養成及びスキルアップに向けた講座を実施します。	○	受講者延べ人数	延べ40人	・録音図書編集ボランティア養成講座全4回実施延べ28人 ・音訳ボランティアレベルアップ講座1回12人		音訳ボランティアレベルアップ講座（継続）と点訳ボランティア養成講座を実施する。
33	3	視覚障がい者等が利用しやすい資料の充実	図書館管理課	点字や録音による図書や副音声や字幕ガイドがついた映像資料等の購入や作成を進め、貸出を行います。	○	①購入数 ②製作数	購入数132点 制作数182点	・購入 デジター図書17点／朗読CD15点／副音声DVD4点／大活字本93冊／図書（音訳テキスト）3冊／点字絵本0冊 ・点訳ボランティアによる資料の製作46タイトル ・点訳ボランティアによる中日新聞連載小説53回 ・音訳・編集ボランティアによる資料の製作21タイトル ・音訳・編集ボランティアによる中日新聞ニュースの追跡50回 ・その他おたより12回		継続して実施する。
34	3	図書の対面朗読	図書館管理課	活字の本を読むことが難しい障がい者に対し、ボランティアによる朗読サービスを実施します。	○	サービス回数	12回	・利用者のリクエストに応じて対面朗読を実施12回		継続して実施する。

再掲	3	心のバリアフリー推進講座				1	の再掲			
再掲	3	イベント等を通じた市民啓発活動					2の再掲			
再掲	3	障がい理解促進のための市職員研修				3の再掲				
再掲	3	障がい理解のための実践教室				5の再掲				
35	4	強度行動障がい支援者養成事業	福祉事業団 障がい福祉課	強度行動障がい支援者養成研修を開催し、専門的人材の育成を図ります。 強度行動障がい者への支援の実績がある障がい福祉サービス事業所と連携し、市内の事業所に対し訪問研修やアドバイザー派遣等を実施します。	○	①基礎研修(法定研修) 受講者数 ②専門支援員派遣	①基礎研修 15名 ②ケース支援1ケース 出前講座 訪問研修対面講義1件 国の中核的人材支援者養成研修のモデル事業に専門支援員が参加(5名)	・強度行動障がい支援者養成研修(法定基礎研修)は定員15名に対し、25名の応募 ・専門支援員による派遣型の講義形式研修を、特別支援学校で実施 ・個別の困難事例について、専門支援員による個別支援事業を1件実施 ・国の中核的人材養成研修モデル事業に全国8自治体中の一つに選ばれ、豊田市の強度行動障がい専門支援員が研修に参加。		基礎研修は毎年開催、実践研修は隔年開催 専門支援員によるケース支援の前に講義形式の研修を事業所職員に実施し、その後、困難事例の相談に応じ、取り組んでいく。
36	4	地域生活支援拠点等の運営	障がい福祉課	障がい者の重度化・高齢化や親亡き後に備えるために緊急時の対応やグループホームの体験事業等を実施します。	○			・整備状況等について、自立支援協議会を通い評価を行った ・評価に基づき優先度を、設定し、課題研修整理部会において検討を行った。 ・拠点の周知のため研修等で説明を行った		評価シートに基づき、地域生活支援拠点等の評価を実施。 評価後、体制の改善を図るとともに、評価項目の適正を確認
37	4	認定特定行為業務従事者の育成	福祉事業団	医療的ケアが必要な方に対応できる支援者を育成するために、喀痰吸引等研修などを開催します。	○			・第1回 6/28 7人(基本研修免除4人) ・第2回 9/15 4人 ・第3回 11/1 8人(基本研修免除2人)	コロナ禍において、感染者数により開催を延期したり、集合研修は同事業所職員に限定したりした。	年2～3回の基本研修、受講者を一回10人以内として継続開催予定 毎年、研修開催に関する問い合わせあり
38	4	医療型短期入所・レスパイト事業実施医療機関に対する研修会の実施	障がい福祉課 福祉事業団	医療型短期入所・レスパイト事業の実施医療機関等を対象に、重症心身障がい者等の障がい特性や支援方法を伝える研修会を実施します。	○	①受講者数 ②受講事業所数	①73人 ②33事業所(こども園含む)	・9/27・28の2日間にかけレスパイト事業実施事業所の看護師向けに医療的ケア児者支援に関する研修を実施 ・12月1日に医療機関のほか市内の看護学校、医療的ケア児者を受け入れているこども園や福祉事業所等の看護職員等を対象に、重症心身障がい者等の障がい特性について研修会を実施		継続
39	4	民間障がい者施設の看護師配置支援	障がい福祉課	日中活動系の障がい福祉サービス事業所における重度障がい者の受入れの促進を図るために、看護職員の配置に係る費用の一部を助成します。	○	件数	7件	・市内民間障がい者施設に対して、看護職員の人件費の一部を補助		継続
40	4	重症心身障がい者短期入所利用支援	障がい福祉課	短期入所事業所における重症心身障がい者の受入れの促進を図るために、短期入所の実施に必要な費用の一部を助成します。	○	①施設数 ②延べ日数	2か所 延べ105日	・短期入所事業所における重症心身障がい者の受入れ促進のために、費用の一部を助成		継続
41	4	障がい者支援職員研修会の開催	福祉事業団	障がい福祉サービスに関わる人材育成の一環として、障がい者支援に携わる人が集い学べる場を企画します。特にニーズの高い、重度障がい者支援に必要な知識と介護技術を中心に、実践的な研修会を開催します。	○	受講者数	448人	・6/14・7/12・8/9・9/13・10/5・11/8・12/13 の7回開催 ・オンラインと対面のハイブリッド方式で開催 ・448人の内訳は、26法人、34事業所、15職種		年6～10講座企画し、継続開催予定
42	4	精神障がい者支援従事者研修	保健支援課	精神障がい者に関わる支援者等を対象に、精神疾患や障がいの特性を理解し支援することができるよう、支援の資質向上を図るための研修等を実施します。	○	受講者数	93人	・事例検討会(6月22日 23人) ・精神保健福祉士による座談会(7月20日 24人) ・精神障がいの理解を深める研修会(10月5日 46人)		継続実施予定
43	4	発達障がい支援者養成研修	障がい福祉課	様々な相談機関や市の窓口で発達障がいに関する相談を適切に対応できるように、発達障がいに関する研修会を実施します。	○	実施回数	1	発達障がいに関する基礎研修会の開催(対象：市職員、事業所職員及び文化振興財団職員、12月19日)を実施		・子どもにおける発達障がい、大人における発達障がいの支援者研修を実施
再掲	4	強度行動障がい支援者養成事業				35の再掲				
再掲	4	認定特定行為業務従事者の育成				37の再掲				
再掲	4	民間障がい者施設の看護師配置支援				38の再掲				
再掲	4	重症心身障がい者短期入所利用支援				39の再掲				

44	4	医療型短期入所・レスパイト事業	障がい福祉課	医療機関等と連携し、医療型短期入所やレスパイト事業により医療的ケアの必要な重症心身障がい児者を一時的に預かり、介護者負担の軽減を図ります。	○	登録医療機関数	8か所	・医療型短期入所利用日数 187日 ・レスパイト事業利用日数 1,083日 ※難病含む		継続実施
45	4	重症心身障がい・医療的ケア児者支援コーディネーターの設置	障がい福祉課	医療型短期入所やその他のサービスの総合的な調整を行うコーディネーターを設置します。	○	人数	5人	・医療型短期入所等に係るコーディネーターが当該事業を利用するに当たり必要な調整を医療機関等と実施 ・上記研修の受講者をコーディネーターとして設置（5事業所5人）		継続実施
46	4	医療型短期入所中の日中活動場所等への送迎支援	障がい福祉課	介護タクシー事業者と連携し、医療型短期入所利用時における生活介護事業所等への送迎を実施します。	○	送迎回数	126回	・市内の介護タクシー事業者に委託し、医療型短期入所利用時における医療機関と生活介護事業所等間の送迎及び送迎時における医療的ケアを実施		継続実施
47	4	難病患者家族教室	保健支援課	難病患者とその家族のQOLの向上を図るため、必要な知識を深めるとともに、患者・家族同士が悩みや経験を分かち合うことにより、療養上・日常生活上の悩みや不安等の解消を図ります。	○	開催回数 延べ参加者数	2回 30人	・パーキンソン病患者家族会（5月26日 19人・10月27日 7人） ・ALS患者家族教室（6月1日 3人・11月2日 1人）		継続実施予定
48	4	共生型サービスの創出支援	障がい福祉課	共生型サービス事業所の増加に向けて、介護保険サービス事業所に対し、啓発と指定に関する相談支援を行います。	○			・介護保険サービス事業所に対し、共生型サービス事業所の指定に関する相談支援を随時実施		継続
再掲	4	地域生活支援拠点等の運営								
49	4	グループホームの建設等支援	障がい福祉課	社会福祉法人等が行う、グループホームの建設費、買取費、改修費、開設準備備品購入費、賃借運営費等の一部を補助します。	○	補助件数	2件	・民間事業者が運営するグループホームに対し、開設準備備品購入費及び賃借運営費を補助		継続
50	4	グループホームの運営費支援	障がい福祉課	小規模のグループホームを運営する事業者に対し、居住者の支援区分に応じ運営費の一部を補助します。	○	補助件数累計	46件	・小規模グループホームの運営に対して、居住者の支援区分に応じた運営費の一部を補助		継続
51	4	グループホーム家賃負担軽減	障がい福祉課	グループホームを運営する事業者に対し、居住者が負担すべき家賃の一部を補助し、居住者の金銭的負担の軽減を行います。	○	補助件数累計	48件	・小規模グループホームを運営する事業所に対し、居住者が負担する家賃の一部を補助		継続
再掲	4	居住支援協議会の設立・運営				8の再掲				
再掲	4	セーフティネット住宅の登録促進				9の再掲				

52	5	措置入院者の退院後支援事業	保健支援課	措置入院者が退院後に必要な医療等の支援を継続的かつ確実に受けられ、社会復帰の促進等を図ることができるよう、退院後の支援計画を作成し、関係機関と連携して支援します。	○	支援者数	10件	・本人の同意を得て入院中から関わり、退院後6カ月間の支援を実施		継続実施予定
53	5	精神障がい者家族相談支援事業	保健支援課	精神障がい者本人やその家族が悩みを抱え込まず、当事者同士が支え合える相談の場や居場所を提供し、社会的活動の一歩となるよう支援します。	○	【相談】 ①電話延べ件数 ②面接延べ件数 【居場所】 ①当事者延べ参加数 ②家族延べ参加数	【相談】 ①53件 ②20件 【居場所】 ①134人 ②125人	・精神障がい者本人やその家族が、同じ悩みや苦しみ等を経験した家族から助言を受けることで孤立感や疎外感を緩和 ・当事者やその家族が自立に向けた地域生活を送るために居場所を提供		継続実施予定
54	5	当事者相互によるピアサポート	保健支援課	地域移行・地域定着支援の推進のため、精神障がい者の社会的自立に向けた支援を行うとともに、長期入院者に働きかけるピアサポーターを育成します。	○	①育成人数 ②参加者延べ人数	①0人 ②8人	・グループ活動、当事者体験発表の準備をし、精神保健福祉普及研修会にて体験談を発表		継続実施予定
55	5	精神保健福祉相談	保健支援課	こころの悩みを抱える人やその家族が医師や保健師等の助言により、問題の整理ができるよう支援を行います。 ①精神科医師による相談 ②保健師、精神保健福祉士による相談	○	延べ相談者数	①36件 ②2,965件	・こころの悩みを抱える人やその家族を対象に精神科医師や保健師等が助言等を行い、問題解決の糸口になるよう支援を実施		継続実施予定
再掲	5	精神保健福祉地域普及講演会				4の再掲				
再掲	5	精神障がい者支援従事者研修				42の再掲				
56	5	こども発達センターのぞみ診療所による医療サービスの提供	福祉事業団	地域の施設等と協力しながら、発達に心配のある子どもたちの医療的な支援を実施します。	○	①初診 実人数 ②医科利用 実人数 ③歯科利用 実人数	①703人 ②3396人 ③607人	・新型コロナ感染の5類移行後の感染リスクを踏まえた診療基準の変更実施		新型コロナウイルス感染症の流行状況に応じて、診療体制の整備。
57	5	障がい者歯科事業	健康政策課 (旧課名：(保)総務課)	障がい者の歯科疾患の早期発見を図り、良好な口腔環境を維持することを目的に、施設へ訪問し利用者の歯科健診及び施設職員に対し口腔衛生指導を実施します。 ①歯科健康診査（通所施設利用者） ②訪問予防指導（入・通所施設職員）	○	実施施設数 受講者数	①歯科健康診査 13施設 293人 ②訪問予防指導 4施設 40人	・施設からの依頼により、通所施設利用者の歯科健診及び入所並びに通所施設職員に対し、障がいに応じた口腔ケアに関する講話を実施		令和6年度から訪問予防指導を廃止し、歯科健診事業に1本化し歯科保健指導及びフッ化物歯面塗布を追加
58	5	依存症問題関連事業	保健支援課	依存症問題を抱える家族等が疾患の特性や関わりについて学ぶ場の提供や、早期に相談機関や専門機関につながるための啓発を行います。	○	①開催回数 ②延べ参加者数	①2回 ②7人	・依存問題で悩みを抱える家族に対して、アディクションの理解や当事者との関わりを学ぶ機会を提供し、早期に専門機関への相談が開始できるよう支援を実施		継続実施予定
59	5	心理職員によるこころの相談	保健支援課	ひきこもり等の悩みを抱えている人や家族からの相談に応じ、相談者の抱える問題を整理し適切な機関へつなげるよう支援を行います。	○	延べ相談者数	12件	・ひきこもり等の悩みを抱えている人やその家族を対象に、精神的サポートを行いながら相談者の抱える問題を整理し、適切な機関へつなげるよう支援		継続実施予定
60	5	難病講演会・療養相談会	保健支援課	難病患者とその家族及び福祉医療関係者を対象に、専門医による講演及び療養相談を行うことで、難病に関する正しい知識と理解を深め、療養上・日常生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、地域における難病患者支援を推進します。	○	①開催回数 ②延べ参加者数	①5回 ②165人	・多発性硬化症／視神経脊髄炎(9月27日 8人) ・脊髄小脳変性症(12月6日 8人) ・後縦靭帯骨化症(1月24日 10人) ・間質性肺炎市民公開講座(10月7日 58人) ・慢性腎疾患(11月11日 81人)		継続実施予定
61	5	難病療養相談	保健支援課	難病患者とその家族が、医療や生活等の助言を受けることで、療養上・日常生活上の悩みや不安等の解消を図ります。 ①専門医による相談 ②保健師による相談	○	延べ相談者数	78件	①専門医による個別相談 ・神経系①(8月31日 2人) ・膠原病(9月5日 2人) ・骨・関節疾患(10月23日 1人) ②保健師による相談(訪問・面接・電話) 訪問21件、面接8件、電話44件)		継続実施予定
62	5	医療機関に対する強度行動障がいに関する研修会の開催	障がい福祉課 福祉事業団	医療行為が必要な強度行動障がい者の支援を目的に、医療従事者に対し、適切な支援方法を伝える研修会を実施します。	○			入院施設のある市内精神科4病院を個々に訪問し、病院理事長、院長等の代表者、担当者と意見交換を実施。精神科4病院の担当者と専門支援員とで情報交換会をZOOMで実施(12/5)。	コロナ禍で、対面式ではなく、ZOOMでの講義を実施	市内4つの精神科病院の特色を把握しつつ、連携方法を検討していく。
63	5	障がい者医療費助成	福祉医療課	障がい者の医療費負担の軽減を図るために、受診等にかかる自己負担額を助成します。 ①心身障がい者医療費助成 ②精神障がい者医療費助成 ③福祉給付金	○	受給者数 (年度平均)	①心身障がい者医療費助成 5,090人 ②精神障がい者医療費助成 7,090人 ③福祉給付金 7,508人	・身体障がい者手帳、精神障がい者手帳、療育手帳交付者や母子・父子家庭など医療費受給者に対し、医療に要する保険診療分の自己負担額を助成	継続	継続
再掲	5	医療型短期入所・レスパイト事業実施医療機関に対する研修会の実施				38の再掲				

64	6	事業所の防災体制強化策の推進	よりそい支援課	障がい福祉サービス事業所に対し、研修会の開催やワークショップ等を行い、防災意識を高めていく体制の強化を図ります。 「（仮称）要支援者に関わる避難所支援体制検討会」を設置し、福祉避難所等における要支援者の支援に関する検討を進めます。	○			・事業所訪問をし、意見交換や他事業所の取組の情報共有を通じ、体制づくりに向けた助言等を実施		事業の継続実施（令和6年度以降は検討中）
65	6	サービス等利用計画を活用した災害時個別計画の策定促進	よりそい支援課	サービス等利用計画の作成時に災害支援の視点を盛り込むことができるよう、防災の基礎知識を盛り込んだ手順書の作成や研修会を行います。	○			・自立支援協議会と連携し、相談支援専門員向けに個別計画作成に関する説明会を実施 ・自立支援協議会及び相談支援専門員との連携による個別計画作成の試験導入を継続		事業の継続実施（令和6年度以降は検討中）
66	6	避難行動要支援者名簿を活用した支援体制モデルの展開	よりそい支援課	自治区や民生委員等の地域の関係者を対象に、災害時における地域の課題や、避難行動要支援者の支援方法を考えるための勉強会等を開催し、地域の特性に応じた支援体制の検討・構築を進めます。 また、勉強会等で検討した結果を踏まえた地域の防災訓練等の開催を支援します。	○			・避難行動要支援者の支援に関する講習会の実施を始め、要支援者参加による避難訓練実施支援や、自治区行事や防災イベント等へのブース出展を自立支援協議会と共働し実施		事業の継続実施（令和6年度以降は検討中）
67	6	障がい福祉サービス事業所用の衛生用品の備蓄	障がい福祉課	感染症の予防及び拡大時の対策として、マスクや防護服を備蓄し、必要に応じて、障がい福祉サービス事業所へ提供します。	○			・市内の障がい福祉サービス事業所に対し、保管管理していた衛生用品の配布を6月、8月に実施		廃止（国からの配布があった際に再開）
68	6	感染症対策の啓発・指導	障がい福祉課	障がい福祉サービス事業所に対して、事業所説明会等を通じて、感染症対策に向けた啓発と指導を行います。	○			・事業所で陽性者が発生した際の対応方法等について、豊田市ホームページに掲載及びメール等で事業者に速やかに情報を共有		継続
69	6	事業所版BCP策定支援	障がい福祉課	災害時や感染症拡大時における障がい福祉サービス事業所のBCP（業務継続計画）の策定に向けて、研修会の開催や様式の作成等を行います。	○			・障がい福祉サービス事業所等におけるBCPの策定方法に関する個別相談会を2回実施		廃止
70	6	犯罪情報提供ネットワーク登録制度	交通安全防犯課	注意喚起及び防犯意識を高めるため、市内又は近隣で発生した市民に身近な犯罪や不審者情報について、その発生した日時、場所、内容等を、市民（登録者）に対しメールで情報提供します。	○	登録者数	34,563件	・緊急メールとよた配信件数 250件 （事件情報、不審者情報、特殊詐欺情報、統計情報）		継続して実施

71	7	保育士の研修	保育課	障がい児の対応を学ぶために、保育士をこども発達センターに研修派遣します。また、喀痰吸引等研修を受講し、一部の医療的ケアを行うことができる保育士を育成します。	○	受講者数	派遣保育士2人 喀痰吸引等研修（実施研修）修了者3人	・派遣職員が豊田市こども発達センター各施設で1年間研修を受講 ・喀痰吸引等研修（実施研修）の受講		継続
72	7	こども発達センターにおける保育所等訪問支援事業	福祉事業団	地域のこども園等を訪問し、障がい児に対して、集団生活への適応のための専門的支援を行います。	○	①契約人数 ②支援件数	①契約人数 難聴児13人 肢体不自由児4人 医療的ケア児3人 発達障がい児1人 ②支援件数 難聴43件 肢体不自由児17件 医療的ケア児6件 発達障がい児8件	・医療的ケア児、外国籍の難聴児、重複障がいの難聴児等に対し、関係機関と連携し支援を実施。 ・放課後児童クラブへ肢体不自由児に支援を実施		引き続き、医療的ケア児、肢体不自由児、難聴児を中心に保育所等訪問支援を実施。 障がい福祉課と協議後 ①障がい児相談支援事業所への啓発②豊田市内の保育所等訪問支援事業所への支援を展開
73	7	障がい児保育	保育課	こども発達センターとの連携により、こども園において、障がい児保育を実施します。実施に当たり、加配保育士の配置や、園児の状況に合わせた受入体制を整え対応します。	○	配置数	公立こども園224人 私立こども園35人 認定こども園126人	・診断有り・無しにかかわらず基本要配慮児3人に加配保育士1人を配置		こども発達センターとの連携により、こども園において障がい児保育を継続。
74	7	医療的ケア児保育	保育課	こども園において、日常的に経管栄養、導尿その他医療的な行為を必要とする児童に対し、看護師を配置し、医療的ケアを実施します。	○	配置数 （実施園）	3園	・フルタイム看護師を配置；導尿、気管内吸引、酸素療法、人工呼吸器		こども園において、日常的に導尿、気管内吸引、酸素吸入その他医療的な行為を必要とする児童に対し看護師を配置し、医療的ケアを実施し継続。
75	7	早期療育推進委員会の開催	福祉事業団	障がいの早期発見・早期療育を進めるため、関係機関が課題事項及び地域療育支援の在り方について協議と必要な支援を行い、教育・保育を実施する機関職員及び保護者の療育意識を高め、障がいの軽減と二次障がいの発生防止を図ります。	○	開催回数	年3回実施	進路情報交換会　入園相談会等の事業をすべて実施 保健師および保育士対象とした研修及び実習を実施 重点目標として児童発達支援事業所へのアンケート調査を実施 児童発達支援事業所向け研修会を実施		保育士を対象とした研修効果の検証 児童発達支援事業所との連携促進
76	7	施設支援一般指導（巡回療育相談）	福祉事業団	保育士や心理士などの専門職で構成された相談チームが、こども園や学校を巡回訪問し、施設職員に対して、各園児、児童・生徒に応じた相談支援を行います。	○	実施件数	438件	前後期巡回療育相談は268回の訪問で402人に対して実施 随時巡回は36回の訪問で38人に対して実施		保育課と協働し地域園の支援力向上 随時巡回を活用し託児所の支援拡充
77	7	特別支援学校の児童・生徒との交流及び共同学習	学校教育課（青少年相談センター）	①学校間交流 障がいのある子どもにとっても、障がいのない子どもにとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会として交流及び共同学習を実施します。 ②居住地校交流 特別支援学校に通う児童・生徒・保護者の希望により、居住地校交流を実施します。	○	①実施校数 ②児童生徒数	①4校 ②6人	・学校間交流について、豊田特別支援学校と豊田市立浄水小学校（直接交流とオンライン）、豊田市立浄水中学校（直接交流）、豊田市立逢妻中学校（直接交流とオンライン）との間で実施。愛知県立豊田高等学校は、JRCの生徒が豊田特別支援学校に来校して交流。 ・居住地校交流について、愛知県立三好特別支援学校1人、岡崎聾学校2人、愛知教育大学附属特別支援学校3人と居住地の学校との間で交流を実施。		従来通りの居住地校交流を継続するとともに、副次的な籍制度モデル校実施も開始する。
78	7	特別支援教育連携協議会の開催	学校教育課（青少年相談センター）	医療・福祉・労働・療育・教育等に関わる関係機関が連携し、支援情報の共有化や支援策の協議とともに、本市における特別支援教育の在り方を検討します。	○	開催回数	2回	・第1回5月26日、第2回1月26日に開催		継続していく
79	7	特別支援学級担当教員等研修	学校教育課（青少年相談センター）	①特別支援学級担当教員等研修 事例研究を基にして、こども発達センターの臨床心理士や言語聴覚士等の専門家、特別支援学校の先生等の指導を受け、指導方法や障がい理解を深めるための研修を実施します。 ②特別支援学級担当教員等初心者研修 個別の教育支援計画・個別の指導計画の立て方、事例研究、専門家からの障がい理解及び指導方法の講演などを通して、障がいのある児童・生徒の指導者としての基本を学ぶための研修を実施します。	○	受講者 ①特別支援学級担当教員等研修 ②特別支援学級担当教員等初心者研修	①270人 ②78人	・特別支援学級担当教員等研修は、全特別支援学級担当教員等を対象に、8月1日・2日・3日のうち、いずれか1回参加形式で実施 ・特別支援学級担当教員等初心者研修は、第1回を5月10日～17日に動画研修、第2回を6月13日が14日のうち、いずれか1日参加形式で実施		継続していく
80	7	特別支援教育コーディネーター研修	学校教育課（青少年相談センター）	障がいのある児童・生徒の教育の充実に向けて、特別支援教育コーディネーターとしての役割や障がい特性の理解の仕方などを学ぶための研修を実施します。	○	受講者	104人	・第1回4月28日に実施 ・第2回7月24日～8月4日に動画研修として実施		継続していく
81	7	指導主事・特別支援教育アドバイザー・スクールソーシャルワーカーによる学校支援	学校教育課（青少年相談センター）	特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して適切な対応を進めることができるように、特別支援教育担当指導主事・特別支援教育アドバイザー・スクールソーシャルワーカーが連携し、担任や特別支援教育コーディネーター等への支援を実施し、校内支援体制の構築を図ります。	○	支援校数	93校	・学校から依頼を受けて、各学校を訪問し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して、適切な対応や学校支援体制の構築等の支援を実施		継続していく
82	7	学級運営補助指導員・教育介護ボランティアの配置	学校教育課（青少年相談センター）	①学級運営補助指導員の配置 障がいのある、又は、障がいの疑いのある児童・生徒が在籍する通常の学級及び特別支援学級において学級運営を補助する学級運営補助指導員を配置します。 ②教育介護ボランティアの配置 学校行事や校外学習において、障がいのある児童・生徒への介助や、学習活動の見守りや支援を図るための、教育介護ボランティアを配置します。	○	配置数 ①学級運営補助指導員の配置 ②教育介護ボランティアの配置	①169人 ②22人	①4月配置に加えて、年度途中に要請のあった学校へ検討の上、配置 ②肢体不自由、発達障がい等の児童生徒が学校行事に参加するにあたって、要請のあった学校へ検討の上、配置	肢体不自由児の地域校在籍数や通常の学級の特別な教育的支援を必要とする児童生徒が年々増加傾向にあり、学校からの申請に対して、十分な学級運営補助指導員の配置ができていない。	継続していく
83	7	特別支援学校における看護員の配置	学校教育課（青少年相談センター）	豊田特別支援学校に看護員を配置し、医療的ケアを必要とする児童・生徒に対し、支援を実施します。	○	配置数	25人	・特別支援学校に通う医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、学校に配置した看護員による支援を実施		継続していく
84	7	就学相談会の実施	学校教育課（青少年相談センター）	障がいのある、又は、障がいの疑いのある子ども一人ひとりに応じた就学支援を進めるため、主に就学前の子どもと保護者を対象とした就学相談会を実施します。	○	①開催回数 ②相談者数	①2回 ②322人	・第1回6月10日、11日、17日の3日間で実施 ・第2回9月9日に実施		継続していく

85	7	小中学校における看護師の派遣	学校教育課（青少年相談センター）	小学校、中学校へ通う医療的ケアが必要な児童・生徒の学校生活を支援するため、看護師を派遣します。	○	①派遣校数 ②対象人数	①11校 ②13人	・小・中学校に通う医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、訪問看護ステーションから派遣した看護師による支援を実施		1日2回の看護師派遣も可能とし、継続していく。
再掲	7	施設支援一般指導（巡回療育相談）				76の再掲				
86	7	放課後児童クラブにおける加配支援員配置	こども・若者政策課	支援を要する児童に対し、積極的に受入態勢を推進し、必要に応じて加配支援員を配置します。	○	配置数	181人	・必要に応じ、加配支援員を配置		今後も継続して実施予定
87	7	放課後児童クラブへの巡回専門員による訪問指導	こども・若者政策課	現場に専門家が巡回し、支援員に助言する体制を整えることで、障がい理解の促進を図り、支援員の力量を高めていきます。	○	専門員数	1人（140回）	・巡回指導員による放課後児童クラブ（71校）への訪問指導を実施		今後も継続して実施予定
88	7	母子保健医療福祉ネットワーク会議の開催	こども家庭課	保健、医療及び福祉の各関係機関が連携し、問題を明確にするとともに、その情報を共有することで、母子保健事業を適切かつ効果的に推進し、子どもの健全な育成及び子育て家庭への支援の充実を図ります。	○	開催回数	1回 （11関係機関）	・市の母子保健事業実施状況報告、母子連絡票の集計報告、意見交換（産後ケア事業について、豊田みよしケアネットの活用について）、豊田加茂地区における周産期医療の現状と梅毒の経年推移2022年の流行についての報告等		今後も年1回程度実施予定
89	7	乳幼児健康診査（3、4か月児、1歳6か月児、3歳児）	こども家庭課	相談しやすい雰囲気づくりに努め、健康診査の実施と併せて、発育・発達を促す指導や育児の負担感を軽減するための個別相談を実施します。	○	①受診者数 ②受診率	①受診者数 3,4か月児 2,616 人 1歳6か月児 2,821人 3歳児 3,013人 ②受診率 3,4か月児 96.8 % 1歳6か月児 98.0 % 3歳児 94.8 %	・問診、計測、内科診察、歯科診察、視力・屈折・聴力検査、育児相談、離乳食・幼児食の個別指導、歯科個別指導を実施		継続
90	7	にこにこ広場、こども相談の開催	こども家庭課	発達状況により支援が必要な子どもや育児不安・負担感等があると思われる養育者に対し支援を実施します。 ①にこにこ広場（3、4か月児健康診査事後フォロー教室） ②子ども相談（心理士との個別発達相談）	○	延べ参加組数	①183組 ②18組	・乳児向けの集団教室の実施 ・幼児向けの個別相談の実施		②「こども相談1と2」を統合し、月1回、1回の枠を増やして「こども相談」を実施予定。
91	7	幼児健康診査従事者等療育実習	こども家庭課	心身障がい児の早期発見・早期療育の推進と職員の資質向上を図るため、こども発達センターと連携し実習を実施します。	○	①開催回数 ②参加者数	①6回 ②26人	・幼児健診従事者（委託者、地域保健課職員、こども家庭課職員）及び保育課巡回看護師が、発達センターの通園施設にて実習を実施		継続
92	7	こども発達センターによる障がい児通所支援	福祉事業団	こども発達センターにおいて、日常生活における基礎的動作の指導や自活に必要な知識や技能、集団生活への適応のための支援を行います。 ①ひまわり（知的障がい児、発達障がい児クラス） ②たんぼぼ（肢体不自由児クラス） ③なのはな（難聴児、発達障がい児クラス）	○	利用契約児数 利用延人数	①50人 ②38人 ③36人 （難聴16、発達20） ①8,513人 ②3,323人 ③3,314人 （難聴540、発達2,774）	・難聴児への支援について、こども園保育師向け勉強会、保健師向け勉強会を実施した。 ・利用児に対し個別療育計画に基づき児童発達支援を実施した。 ・通園卒園児に対し、移行児支援として園訪問や電話相談、来所による相談を実施した。 ・保護者に対し勉強会や懇談会、保護者会支援を行った。 ・令和6年度より変更となる児童発達支援計画について記載事項等の確認等準備した。 ・通園バスの故障があり、マイクロバスのリースで通園手段を確保した。 ・業務の効率化や保護者の負担を考慮しコロナ前に実施していた行事の見直しや実施方法について検討した。		通所型児童発達支援事業(たんぼぼ定員40名、なのはな定員30名、ひまわり定員50名)を実施し、継続して発達支援、家族支援、地域支援を展開。

93	7	在宅支援外来療育等指導	福祉事業団	言葉の発達が遅い、かんしゃくが強い、友達と遊べないなどの子どもとその親が、遊びを通じて親子の絆を深め、生活習慣や社会性を身に付けることを目的としたグループ活動を実施します。	○	①登録者数 ②利用延人数	あおぞら ①499人 ②11,346人 おひさま ①238人 ②5,872人	・1歳児は年明けから「おやつ」を、2歳児は4月～6月に「おやつ」を、7月以降は「お弁当」を、3歳児は年間通して「おやつ」「お弁当」を隔週で実施 ・おひさまの一般開放について、10月より土曜日から新たに平日の木曜日、金曜日を加え週3日とし、ホームページで案内を開始 ・地域共生事業として10月に一般向けに乳幼児期の歯科衛生について講演会を実施	・コロナ禍において食育に関するこ と、おひさまの地域に向けた開放は 限定して行った	・1歳児の「おやつ」、2歳児、3歳児の「おやつ」「お弁当」を本来 の活動の流れ に戻し食育の充実を図る ・おひさまの地域に向けた遊び場の開放 開始 ・地域共生事業に向けた取り組み開始予定
94	7	在宅支援訪問療育等指導	福祉事業団	心理士や保育士などの専門職が、発達に心配のある子どもがいる園等を訪問し、親からの相談に応じるとともに、必要な助言等を行います。	○	実施回数	1 6 9回	専門職種による保護者勉強会を実施 健診事後グループで保護者の相談等、必要な支援を実施		引き続き、保護者勉強会を実施 健診事後グループから専門機関へつなぐルートの検討

95	8	障がい者就労・生活支援センターによる職場開拓	福祉事業団	就労支援員が企業を訪問し、障がい者雇用に関する啓発等を行い、雇用の促進を図ります。	○	訪問件数	2 9 2 件	・ 就労支援員による職場開拓を実施 9 7 社（うち新規11 社）延べ訪問件数 2 9 2 件		・ 豊田公共職業安定所及び他機関と協力して職場開拓を推進
96	8	公共施設等における職場体験事業	障がい福祉課	障がい者が公共施設等における職場体験を行うことで、就労意欲を向上させるほか、職場体験事業を通じて、受入先の障がい理解を促進します。	○	体験者数	8 人	・ 公共施設等において職場体験を実施（職場体験受入先 8 か所）		継続
97	8	障がい者就労・生活支援センターの企業訪問等による障がい者支援	福祉事業団	障がい者を雇用している企業等からの相談に応じ、職場定着を図るために企業訪問を行います。	○	支援回数	4 8 0 回	・ 障がいのある方本人及び企業からの要請により、職場訪問を実施 ・ 障がい者が配属されている部署等の現場社員、管理職に向けて、企業内研修会を 2 0 回実施		・ 事業主支援の一環として、新任管理者向けの障がい理解研修の定期開催
98	8	障がい者就労・生活支援センターによる就労支援	福祉事業団	障がい者本人や周囲の人々からの就労に関する相談に応じ、個々の状況に適した就労支援を行います。また、関係機関や企業との連携を通して、障がい者の就労支援の拡充を図ります。	○	①相談件数 ②就労者数	① 4 0 6 0 件 ② 7 1 人	・ 障がいのある方の自立した生活に向けて、企業や関係機関と連携した支援を実施 ・ 障がいのある方からの就労や生活相談に対し、助言および必要な支援を実施		・ 就労移行支援事業所向けの研修や会議の開催など、支援力の底上げを目指した就労支援機関との連携の推進
99	8	中途障がい者及び若年性認知症者への就労機会の提供及び一般就労の促進	福祉事業団	病気や事故等の後遺症により障がい者となった方や若年性認知症となった方に対して、生産活動等の就労機会を提供し、一般企業への就労を支援します。	○	①受入れ人数 ②一般就労者数	① 3 名 ② 1 名	・ 名古屋市総合リハビリテーションセンターと連携を図ることで、高次脳機能障がいの方 1 名の就職を実現。 ・ 地元の地域包括支援センターからの紹介で、けやきワークス利用希望の若年性認知症の方 1 名の見学を受け入れ。 ・ 市内の地域包括支援センターや多世代参加支援プロジェクトが主催する研修へ積極的に参加し、認知症や介護保険についての理解の促進。 ・ 地元のデイサービス事業所を見学したり、3 か所の包括支援センターからの見学を受け入れる等して、若年性認知症の方の受け入れのための関係構築を実施。		・ 名古屋市総合リハビリテーションセンター等の医療機関との連携をさらに強化し、中途障がいの方の受入れをさらに促進させる。 ・ 地域の地域包括支援センターとの連携を強化し、地域からの若年性認知症の方の受入れを目指す。
100	8	共同受注窓口の運営	障がい福祉課	障がい福祉サービス事業所等において製作された菓子や雑貨等を市民に紹介・販売するとともに、新たな販路の開拓や業務の受注を行い、工員の向上を図ります。	○	売上額	16,017,341円	・ お菓子BOXを80か所に設置し販売。 ・ 交流館に設置しているお菓子BOXを雑貨類も販売できるよう調整し雑貨を販売		継続実施
101	8	障がい福祉サービス事業所等からの物品等の優先調達	障がい福祉課	優先調達推進法に基づき、行政における物品の購入及び委託事業等に対し、障がい福祉サービス事業所等へ優先的に発注します。	○	調達実績	75件	・ 優先調達に関する方針を設定（毎年度） ・ 予算編成時に、全庁に対して障がい者就労施設等からの計画的な調達を依頼		・ 優先調達に関する方針を設定（9月） ・ 予算編成時に、全庁に対して障がい者就労施設等からの計画的な調達を依頼

102	9	障がい者スポーツ・教養教室の開催	障がい福祉課	障がい者のニーズに応じたスポーツ教室や教養教室を開催し、多様な学びの場や活動の場を創出します。	○	参加者数 (延べ人数)	2,608人	・教養教室 15教室160人 ・スポーツ教室 19教室226人		継続
103	9	出前コンサート等の開催	文化振興課	障がい福祉サービス事業所等にアーティストを派遣し、コンサート等を開催します。	○	開催件数	6件	・豊田厚生病院、ハートランド豊田の社、トヨタ自動車株式会社保険組合、豊田市社会福祉協議会 小原支所、豊田市老人福祉センター 福寿園、特別養護老人ホーム とよた苑の6施設で出前コンサートを開催 ・延べ305人が参加		事業を継続予定
104	9	パラアスリートとの交流機会の提供	スポーツ振興課 (旧課名:生涯スポーツ推進課)	JFAこころのプロジェクト「夢の教室」等において、パラアスリートを「夢先生」として招き、授業を実施します。 また、豊田市わがまちアスリート応援事業にて、パラアスリートの情報発信や応援機会を提供します。	○	各事業の実施	35回	・「夢の教室」に、パラアスリートが登壇（車いすテニス、陸上）（5回） ・パラアスリートによる特別授業実施（30回）		
105	9	障がい者スポーツ体験会の開催	スポーツ振興課 (旧課名:生涯スポーツ推進課)	市民の障がい者スポーツへの理解促進を図るため、スポーツ推進委員等による障がい者スポーツ体験会等を開催します。	○	各体験会の実施	66回	子ども会等の各コミュニティからの依頼に沿ってある障がい者スポーツ（主にボッチャ）の体験会を実施。	各コミュニティから依頼のあるボッチャ等の障がい者スポーツの体験会を随時実施していく。	各コミュニティから依頼のあるボッチャ等の障がい者スポーツの体験会を随時実施していく。
106	9	障がい者作品展	障がい福祉課	障がい者の社会参加を促進するとともに、障がいに関する理解の促進を図るために、障がい者が制作した絵画や書道等の作品を公募し、障がい者作品展を開催します。	○	来場者数（延べ人数）	1,426人	・12月3日～9日に豊田市民文化会館で障がい者が制作した作品の作品展を開催 ・出展作品数 241点 ・出展者数 704人		継続
107	9	自発的活動支援事業助成	障がい福祉課	障がい者等に対する交流会活動、防災対策活動、権利や自立のために社会へ働きかける活動、社会復帰活動など、障がい者等が自立した社会生活を営むための自発的な取組に対する費用の一部を補助します。	○	補助件数	2件	・市内の障がい者支援団体に対し、ピアサポート等の活動に係る報償費、需用費等の費用を助成		廃止